

議案第121号

沼田市議会議員定数条例及び沼田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

沼田市議会会議規則第13条第1項の規定により、首記議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月11日提出

沼田市議会議長 野村洋一様

提出者 大島崇行

賛成者 星野佐善太

同 茂木清七

同 桑原敏彦

同 中村浩二

同 井上弘

同 高山敏也

沼田市議会議員定数条例及び沼田市議会委員会条例の一部を改正する条例

(沼田市議会議員定数条例の一部改正)

第1条 沼田市議会議員定数条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

(沼田市議会委員会条例の一部改正)

第2条 沼田市議会委員会条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

第2条第2項の表中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は、次の一般選挙において選挙された議員の任期が始まる日から施行する。